

議案第160号

前橋市小水道条例の改正について

平成28年11月29日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市小水道条例の一部を改正する条例

前橋市小水道条例（平成20年前橋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号、第6号及び第7号中「（本市の区域内のみを対象として水を供給するものに限る。）」を削る。

第6条第3号中「及び」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。